

亀山市告示第109号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり市税の収納事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

亀山市長 櫻井義之

1 委託の内容

亀山市市税コンビニエンスストア収納代行業務

2 委託した収納事務の範囲

市民税・県民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の収納

3 受託した私人の所在地及び名称

岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

株式会社電算システム

4 委託期間

平成28年3月31日から平成29年3月31日まで

5 収納事務を行う期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで